

青梅市施設予約管理システム利用者登録更新は有効期限の6カ月前からできます

【例】

有効期限が令和8年12月18日の方（ID：013715までの方）は、令和8年6月18日から更新手続きができます。

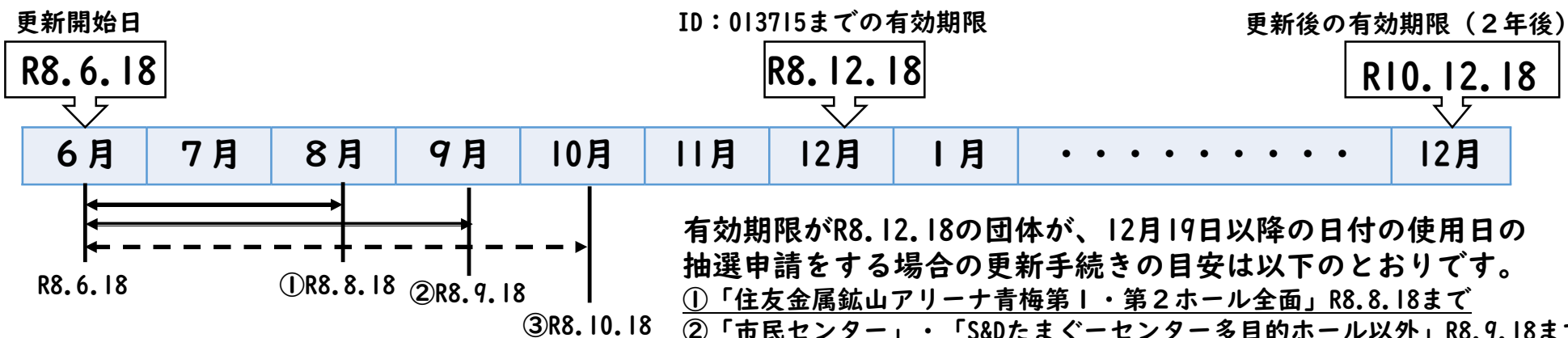
※旧システムの時からIDをお持ちの方はすべて令和8年12月18日が有効期限です。



お早めに

【注意】 施設の**使用予定日が有効期限内**でないシステムから予約ができません（抽選申請も含む）。

余裕をもって、各施設窓口で早めに更新手続きをお願いします。



更新手続き期間の目安

有効期限がR8.12.18の団体が、12月19日以降の日付の使用日の抽選申請をする場合の更新手続きの目安は以下のとおりです。

- ①「住友金属鉦山アリーナ青梅第1・第2ホール全面」R8.8.18まで
- ②「市民センター」・「S&Dたまぐーセンター多目的ホール以外」R8.9.18まで
- ③「運動場・球技場・住友金属鉦山アリーナ青梅会議室」R8.10.18まで

※「S&Dたまぐーセンター多目的ホール」については、社会教育課またはたまぐーセンターにお問合せください。

利用者登録更新手続きQ&A

Q1 インターネットから更新手続きはできますか？

A1 できません。代表者または連絡担当者の方の本人確認（運転免許証等確認）がありますので、施設の窓口で手続きをお願いします。

Q2 手続きを取れるのは誰ですか？

A2 代表者もしくは連絡担当者です。

Q3 代表者や連絡担当者が窓口に行くのは難しいので代理で手続きが取りたい。

A3 委任状をご用意の上、手続きにお越しく下さい。様式は窓口または市HPからダウンロードできます。任意の様式でも可ですが下記必要事項をご記載ください。窓口に来所する代理人の本人確認資料をご持参ください。
必要事項：青梅市長宛てであること、委任日、委任者の住所・団体名・氏名、委任事項(青梅市施設予約管理システム利用者登録更新手続きに関する一切のこと)、受任者の住所・団体名・氏名

Q4 登録してある代表者や連絡担当者が変わっている。

A4 更新に合わせての変更が可能ですので更新申請書類は変更後の内容で記入してください。次回以降は代表者や連絡担当者が変わった時点で変更の手続きをお願いします。

Q5 手続きに必要な「利用者ID」がわからない。

A5 利用者登録通知書の引替交付申請をしていただきます。
引替交付申請に必要な登録内容が分からない場合は、新規で利用者登録をしてください。

Q6 構成員の人数のカウント方法は？

A6 市内団体として登録できるのは市内在住・在勤・在学の人が構成員の過半数を超える団体です。
例) 2人で構成される団体であれば2人とも市内在住・在勤・在学である必要があります。
3人で構成される団体であれば2人以上、4人で構成される団体であれば3人以上です。

【更新手続き取り扱い窓口】

受付窓口	市役所 (市民活動推進課・社会教育課・ スポーツ推進課)	各市民センター	S&Dたまぐーセンター (文化交流センター)	住友金属鉦山アリーナ青梅 (総合体育館)
受付時間	午前8時30分～午後5時 ※土日祝日、年末年始を除く	午前8時30分～午後5時 ※休館日、年末年始を除く	午前8時30分～午後9時30分 ※休館日、年末年始を除く	午前8時30分～午後9時30分 ※休館日、年末年始を除く